

相談支援従事者研修事業指定事務取扱要領

平成 24 年 2 月 22 日福祉保健部長決裁

1 趣旨

この要領は沖縄県相談支援従事者研修事業実施要綱（以下「要綱」という。）の 9 に基づき、要綱に定めるものの他、相談支援従事者研修事業（以下「研修事業」という。）を行う研修事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 指定の要件

要綱 2 の指定研修事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 事業実施者に関する要件

- ア 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- イ 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- ウ 9 に規定する指定取り消しの処分を受けた場合は、取り消し後 5 年以上経過していること。

(2) 事業内容に関する要件

- ア 研修事業が要綱に定める内容に従い、継続的に毎年 1 回以上実施できること。
- イ 研修カリキュラムが、要綱に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。ただし、受講者の希望等を考慮して、必要な科目、時間の追加をすることは差し支えないものとする。
- ウ 講義を担当する講師については、厚生労働省が実施する相談支援従事者指導者養成研修を修了した者、又はこれらに準ずる者として知事が認めるものを充てることとし、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。
特に要綱別表 1 初任者研修標準カリキュラムにおける「2 ケアマネジメントの手法に関する講義」の講師及び「4 ケアマネジメントプロセスに関する演習」を統括する者については、相当の経験を有する相談支援専門員を充てるものとする。

(3) 研修受講者に関する要件

- ア 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則、募集要項等を定め、公開すること。
 - ① 開講目的
 - ② 研修事業の名称
 - ③ 実施場所
 - ④ 研修期間
 - ⑤ 研修カリキュラム
 - ⑥ 講師氏名
 - ⑦ 研修修了の認定方法
 - ⑧ 受講資格及び定員
 - ⑨ 募集時期及び受講手続（受講要領等）
 - ⑩ 受講料、テキスト代等
- イ 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

(4) その他の要件

- ア 研修事業の実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること
- イ 研修事業の実施者は、研修受講者が演習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。
- ウ 研修事業の実施者は、研修受講者に対しアンケート等を実施し、常に研修事業の向上を図るよう努めること。

3 研修事業者の指定等

- (1) 指定研修事業者の指定を受けようとする者は、相談支援従事者研修事業者指定申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、知事に申請するものとする。
 - ア 学則、募集要項等
 - イ 研修カリキュラム
 - ウ 講師選定調書（様式第2号）
 - エ 研修事業に係る事業開始年度及び次年度の収支予算計画書
 - オ 申請者が法人であるときは、定款、寄付行為その他の基本約款等
 - カ 申請者の資産状況がわかる書類（財務諸表等）
 - キ その他指定に関し必要な事項
- (2) 知事は、申請者から前号の申請があった場合、審査の結果、申請の内容が2の各号に掲げる要件に適合すると認める場合、当該申請者を指定研修事業者として指定することができる。

4 研修の実施届出

- (1) 指定研修事業者が研修を実施する場合には、年度初回の研修の受講者募集を開始しようとする60日前までに、相談支援従事者研修事業実施届出書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して知事に届け出ること。
 - ア 学則又は募集要項
 - イ 研修カリキュラム
 - ウ 講師選定調書（様式第2号）
- (2) 前号の届出は3(1)に規定する申請に併せて行うことができる。この場合、重複する添付書類は省略することができる。
- (3) 知事は、前2号の規定による届出の内容が適当ではないと認められる場合には、指定研修事業者に対し、必要な修正を求めることができる。

5 申請内容の変更の届出

- (1) 指定研修事業者は、3(1)により申請した内容又は4(1)により届出た内容に変更があるときは、あらかじめ相談支援従事者研修事業変更届出書（様式第4号）に必要な書類を添付して知事に届出て承認を受けなければならない。
- (2) 知事は、前号の届出の内容が適当ではないと認められる場合には、指定研修事業者に対し、必要な修正を求めることができる。

6 研修事業の実績報告

- 指定研修事業者は、毎年度研修事業修了日から起算して1か月以内に相談支援従事者研修事業実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付して、知事に報告するものとする。
- ア 修了者名簿（様式第6号）
 - イ 受講者出席簿の写し

ウ 研修事業に係る収支決算書

7 事業休止、再開又は廃止の届出

- (1) 指定研修事業者は、やむを得ず研修事業を休止（1年以上研修を実施しない場合を含む。）する場合は、休止することとした日から10日以内に、事業を再開する場合には、再開後の募集開始の60日前までに、相談支援従事者研修事業休止・再開届出書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- (2) 指定研修事業者は、研修事業を廃止しようとする場合には、あらかじめ相談支援従事者研修事業者廃止届出書（様式第8号）を知事に提出して、指定の取り消しを受けるものとする。

8 調査及び指導等

- (1) 知事は、申請者及び指定研修事業者に対して、必要があると認める場合は、実地に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。また、研修事業の実施等に関して適当でないと認める場合は、指定研修事業者に対して改善指導を行うことができる。
- (2) 知事は、前項に定める改善指導を行った場合、改善が認められるまで、指定研修事業者に対して研修の中止を命ずることができる。なお、この場合、あらかじめ書面により指定研修事業者に通知するものとする。

9 指定の取り消し

知事は、指定研修事業者が、次に掲げるいずれかに該当する場合には、指定を取り消すことができる。

- ア 2に掲げる要件を満たすことができなくなった場合
- イ 事業者指定申請、実績報告等において虚偽の申請又は報告等があった場合
- ウ 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められる場合
- エ 研修事業の実施に関し、不正な行為があった場合
- オ 8に定める調査に応じない場合又は改善指導に従わない場合
- カ その他研修事業者として不適切と判断される場合

10 その他

この要領に定めるもののほか、指定研修事業者の指定等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

相談支援従事者研修事業者指定申請書

沖縄県知事 殿

申請者 所在地
名称（法人名）
代表者職氏名 印
電話番号

相談支援従事者研修事業者の指定を受け、相談支援従事者研修を実施したいので、沖縄県相談支援従事者研修事業者指定事務取扱要領3の規定により下記のとおり申請します。

記

研修事業の名称			
研修分野			
実施場所		事業開始予定 年月日	
主たる事業所の所在地	〒 電話番号		
研修事業を実施する事業所の所在地	〒 電話番号		

（添付書類）

- 1 学則又は募集要項
- 2 研修カリキュラム
- 3 講師選定調書（様式第2号）
- 4 研修事業に係る事業開始年度及び次年度の収支計画書
- 5 定款、寄付行為その他の基本約款等
- 6 資産状況（申請者の予算書、決算書）

様式第2号（3、4関係）

講師選定調書

フリガナ				現職名		<input type="checkbox"/> 専任
講師氏名						<input type="checkbox"/> 兼任
担当科目名			担当科目を選定した理由			
講義						
演習						
講師要件に係る資格※1		(資格名称)		(取得年月日)		
担当科目	期間		勤務先 (学校名)	職務 (専攻) 内容		
に関連する職歴 ※2	年	月	～	年	月	
	年	月	～	年	月	
	年	月	～	年	月	
	年	月	～	年	月	

フリガナ				現職名		<input type="checkbox"/> 専任
講師氏名						<input type="checkbox"/> 兼任
担当科目名			担当科目を選定した理由			
講義						
演習						
講師要件に係る資格※1		(資格名称)		(取得年月日)		
担当科目	期間		勤務先 (学校名)	職務 (専攻) 内容		
に関連する職歴 ※2	年	月	～	年	月	
	年	月	～	年	月	
	年	月	～	年	月	
	年	月	～	年	月	

※1、※2 担当科目の講師として選定した根拠として記載すること。

様式第3号（4関係）

平成 年相談支援従事者研修事業 実施届出書

沖縄県知事 殿

申請者 住所

名称（法人名）

代表者職氏名

印

電話番号

年 月 日付け福障第 号により相談支援従事者研修事業者として指定を受け、
相談支援従事者研修を実施したいので、沖縄県相談支援従事者研修事業指定事務取扱要領4の規定に
より下記のとおり届け出ます。

記

1. 研修事業の名称：
2. 研修分野：
3. 研修事業の実施場所：
4. 募集開始予定年月日：
5. 研修実施期間：

（添付書類）

1. 学則又は募集要項
2. 研修カリキュラム
3. 講師選定調書

相談支援従事者研修事業変更届出書

沖縄県知事 殿

申請者 住所

名称（法人名）

代表者職氏名

電話番号

印

年 月 日で（ 指定を受けた ・ 届け出た ）内容について、以下のとおり変更したいので、沖縄県相談支援従事者研修事業指定事務取扱要領5の規定により届け出ます。

1. 変更の期日

年 月 日

2. 変更内容

変更前	変更後

4. 変更の理由

相談支援従事者研修事業実績報告書

沖縄県知事 様

報告者 住所

名称（法人名）

代表者職氏名

電話番号

印

年 月 日付けで届け出た相談支援従事者研修が終了したので、沖縄県相談支援従事者指定事務取扱要領6の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 研修実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日
2. 研修分野
3. 修了者数 分野 名
 分野 名

（添付書類）

- ① 修了者名簿（様式第8号）の写し
- ② 受講者出席簿の写し
- ③ 研修事業収支決算書

相談支援従事者研修事業（休止・再開）届出書

沖縄県知事 殿

届出者 住所

名称（法人名）

代表者職氏名

電話番号

印

年 月 日付け福障第 号にて相談支援従事者研修事業者として指定を受けた相談支援従事者研修事業を（休止・再開）しますので、沖縄県相談支援従事者研修事業指定事務取扱要領7の規定により届け出ます。

1. （休止・再開）の時期

年 月 日 ~ 年 月 日

2. （休止・再開）の理由

3. 研修事業の再開の見込（休止する場合のみ）

※再開する場合は「相談支援従事者研修事業実施届出書」（様式第3号）を併せて提出すること。

相談支援従事者研修事業者廃止届出書

沖縄県知事 殿

届出者 住所

名称（法人名）

代表者職氏名

印

電話番号

年 月 日付け福障第 号にて相談支援従事者研修事業者として指定を受けた相談支援従事者研修事業を廃止しますので、沖縄県相談支援従事者研修事業者指定事務取扱要領7の規定により届け出ます。

1. 廃止の期日

平成 年 月 日

2. 廃止の理由
